

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

昭和60年1月1日施行

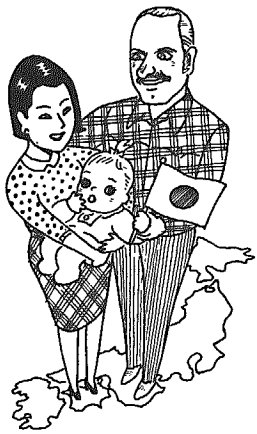
「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正され、来年の一月一日から施行されることになりました。その主な改正点を、「紹介」しましょう。

父系血統主義から父母両系主義へ

現在の国籍法は、「父系血統主義」の立場をとっています。これは、生まれたときに「父」が日本人（日本の国籍を持っている）であれば、その子も日本の国民になるといえるのです。

この「父系血統主義」では、例えば、父が外国人で母が日本人という国際結婚の夫婦から生まれた子は、日本の国籍を取得できません。

二重国籍を防止する「留保制度」と「選択制度」



今回の改正により、父親の国籍に加えて母親の日本国籍も取得することになるため、その子は、日本と韓国の二重国籍者になってしまいます。二重国籍の状態では、二つの国の主権が同時に一人の人間に対して及ぶため、いろいろな国際的問題を生ずることになります。

そこで、このような二重国籍を防止するため、改正法では「留保制度」の適用が拡大されるとともに、また新たに「選択制度」が設けられました。

「留保制度」とは、外国で出生して二重国籍となった人は所定の期間内に日本の国籍を留保（権利や義務を保持すること）を要する。

こと）するという意志表示をしなければ、日本の国籍を失ってしまうという制度です。これまで、この留保制度はアメリカ合衆国・ブラジルなど生地主義国（父母の国籍に関係なく、自国で生まれた者に国籍を与えている国）で生まれた二重国籍者だけに適用されていましたが、改正法では、国外で出生したすべての二重国籍者に適用されることになりました。

経過措置

「父母両系主義」の立場をとる改正法は、施行後（昭和六十年一月一日以後）に生まれた子に適用されますが、それ以前に生まれた子には適用されません。

けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日（二十歳未満であるもの）については、一定の条件下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることで、日本の国籍を取得することができます。

日本への帰化条件が男女同一に

現在の国籍法では、日本人と結婚した外国人の帰化条件が、その外国人が夫であるか妻であるかによって異なっています。つまり、外国人の夫の場合は、最低三年間、日本国内に居住しなければなりませんでしたが、外国人の妻にはその必要がありませんでした。今回の改正では、夫か妻か

工業統計調査

基準日12月31日
毎年恒例の調査です。
調査員が伺ったところ
協力をお願いします。



冬の交通事故防止運動

12月11日～1月10日

県ぐるみ大きな輪になれ交通安全

●酒酔い運転は即免許取消のうえ、2年以下の懲役又は5万円以下の罰金
●酒気帯び運転は即免許停止のうえ、3ヶ月以下の懲役又は3万円以下の罰金

飲酒運転をなくせ

新春インドアテニス大会

1月20日総合体育館
①1月20日(日)9時
総合体育館
②高校生以上の町内在住か在勤者。黒崎町テニス協会加入団体（初心者教室含む）
③一般男子ダブルス
④一般女子ダブルス
参加費男女一組一千元（当日徴収）
締切1月17日
⑤総合体育館 テニス協会 会員

無料法律相談会

法に関することなら何でも相談できます。
①1月10日午前10時～午後1時
②黒崎町商工会（旧郵便局）
③相談者：県弁護士会会長橋本保則先生
④希望者は黒崎町商工会☎7-3155に申し入れてください。

行政相談員

行政に対する御意見、御不満がありましたら行政相談員にご相談ください。
総務庁行政相談委員
柄沢光平 木場上組
☎7-22266

青少年創造性開発育成資金募金のお願

青少年創造性開発協会では、青少年創造性開発育成事業として、昭和49年以来「少年少女発明クラブ」を全国各地に設置して活発な活動を展開しております。
今後一層活動を広げていく

税金で明るい暮らしのかけ橋を

大野町郵便局
年賀状は12月20日(木)ごろまで

臨時教育審議会

臨時教育審議会では、9月5日の第一回総会以来わが国の教育の在り方について審議を進めています。審議にあたって広く国民の皆様の御意見、ご要望を十分にお聞きしたいと考えています。
個人、団体を問わず、教育に関するご意見をお寄せください。ご意見は審議に活用させていただきます。なお、書面でお願ひします。
（宛先）
〒1100 東京都千代田区永田町1-6-1 臨時教育審議会事務局

あなたの意見を

ため、募金活動をしていますのでご協力をお願いします。
⑥発明協会新潟県支部：新潟市鏡西1-11-1 ☎0252-449168
※所得税上の寄付金控除、あるいは法人税法上の損金算入の特例が受けられます。

消費生活質問箱

（ケース①）勤務先に電話で「講習を受ける」と、無試験で「企業〇〇士」の資格が取得できる。この資格は、近々国家資格になるのだから、人数に制限があるのだが、多くの人の中からあなたが選ばれた。申し込みは締め切ったが、今なら間に合う」と説明を受け十四万円を支払ったが、説明に疑問を感じるので解約したい。
（ケース②）電話で「行政〇〇講座」の勧誘を受けた。パンフレットを見てから決めたいと思ひ、送付依頼のため名前と住所を言ったのだが申し込んだことにされ、受講料十五万円を請求されている。どうしたらよいか。

偽りの資格を売る

「士（さむらい）商法」
「士商法」の手口には、解約を申し出ても「コンピュータに登録済みで取り消せない」、約束を守らないなら、勤務先の上司に言う「などと脅迫まがいのことを言う悪質業者もいます。次のような説明、勧誘を受けたときは、避けたほうが無難です。
▽あなたも公的な資格であるかのような名称を用いる▽近頃国家資格になる▽特別に選ばれたことを強調する▽楽に資格がとれる▽しつこく勧誘する▽支払いを急がせる
その資格が自分に必要かどうかをよく考え、不安や疑問があれば近くの消費生活センターなどに相談ください。

おさめようみんなのしあわせを守るため

黒崎中3年6組 本間嘉寛

